

令和7年度 京都工芸繊維大学 学生後援会 役員

No.	会則適用根拠	役員名	氏名	備考
01	第7条(1)	会長	吉本 昌広	学長
02	第7条(2)	副会長	堀内 淳一	副学長
03	第7条(2)	副会長	増田 新	副学長
04	第7条(2)	副会長	森田 辰郎	副学長、工芸科学部長
05	第7条(2)	副会長	亀井 加恵子	副学長
06	第7条(2)	副会長	山下 兼一	副学長
07	第7条(3)	理事	森 祐介	応用化学課程_4
08	第7条(3)	理事	澤田 賢二	デザイン・建築学課程_4
09	第7条(3)	理事	赤澤 優典	情報工学課程_3
10	第7条(3)	理事	杉山 大門	電子システム工学課程_2
11	第7条(3)	理事	田中 真由美	応用生物学課程_1
12	第7条(3)	理事	酒井 祐子	機械工学課程_1
13	第7条(3)	理事	真下 宗	事務局長
14	第7条(3)	理事	金尾 伊織	副学部長
15	第7条(3)	理事	大柳 博功	学務課長
16	第7条(3)	理事	徳岡 由美	学生支援・社会連携課長
17	第7条(4)	監事	中野 啓吾	財務課副課長
18	第7条(4)	監事	野村 総子	デザイン・建築学課程_4

後援会会則における関係条項（抜粋）

（会員）

第5条 本会は、この趣旨に賛同する次の会員をもつて組織する。

- (1) 正会員 本学に在学する学生の父母兄弟保証人等
- (2) 特別会員 本学に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人及び団体

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事 17名以内
- (4) 監事 2名以上若干名

（役員の選出）

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は学長とする。
- (2) 副会長は副学長及び学部長とする。
- (3) 理事は正会員及び特別会員の中から会長が推薦した者を総会に諮り、会長が委嘱する。
- (4) 監事は正会員及び特別会員の中から会長が推薦した者を総会に諮り、会長が委嘱する。